

Title	産業再編成の最近の特徴と問題点：戦後日本の産業再編成による独占支配強化の諸形態について
Sub Title	The recent features of industrial re-organization in Japan and its problems
Author	尾城, 太郎丸
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1957
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.50, No.5 (1957. 5) ,p.386(44)- 403(61)
JaLC DOI	10.14991/001.19570501-0044
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19570501-0044

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

産業再編成の最近の特徴と問題点

—戦後日本の産業再編成による独占支配強化の諸形態について—

尾城 太郎 丸

内 容

- (一) はしがき
- (二) 再編成の基礎条件の形成
 - 設備合理化をめぐる問題—
- (三) 再編成による独占支配の形態
 - (1) 支配手段としての独占と競争
 - i 独占価格の機構
 - ii カルテルの結成とその利用
 - (2) 企業系列化による支配方式
 - i 企業系列化と中小企業の支配・収奪
 - ii 企業系列化と独占体の再編成
 - (四) 再編成をめぐる矛盾の現段階
 - (一) はしがき

わが国の戦前の産業合理化は、いわば「日本型」合理化として、

生産技術の改良よりもむしろ労働強化・低賃金等の問題により強く結びついていた。戦後の産業合理化についても、このような労働問題はもちろんその重要な側面をなしてはいる。しかし、最近数年間、日本の産業の各分野で進められている「産業再編成」が、かつての産業合理化に比べて、技術革新・設備合理化・生産方式の高度化、さらに産業全体の合理化という要素をより多く含んでいることも否定できない事実である。かの生産性向上運動も合理化のこのような段階に対応したものと見えよう。戦前から資本主義の発達の後進性や産業基盤の脆弱性が問題とされて来たわが国にとって、こうした新しい傾向はとくに注目すべき事柄であろう。経済白書(昭和三十一年度)が、この傾向を、それが生産より消費に至るすべての過程を支配するものとして、「経済構造の近代化」(トランスフォーメーション)と名づけたのも理由のないことではない。

しかしながら、この産業再編成を行うものは独占資本であり、「近代化」に応じてその産業支配の方式もまた種々の新しい形態を生み

出すこととなる。本稿は、再編成の過程で強化される独占支配の新しい方式の特徴を、生産基盤の変化による生産・資本の集中、独占価格、カルテル、企業系列化等の諸側面から考察して見ようとするものである。

(一) 再編成の基礎条件の形成

—設備合理化をめぐる問題—

独占資本の産業支配の基礎は、一般的には、生産の集積・集中とこれを可能ならしめる資本蓄積の過程である。

経済白書(昭和三十一年度)によれば、日本の鉄工業生産は、敗戦によって一時戦前水準(一九三四—六年一〇〇)の三割にまで低下したが、その後異常なテンポをもって回復・上昇を遂げ、五五年には戦前水準の二倍近くに達し(五六年には二倍以上になったといわれる)、戦前に比べて産業構成の高度化・重化学工業化の傾向がより著しいことが示されている(経済企画庁資料—産業部門別鉄工業生産指数)。また、この生産の集積とならぶ生産の集中は、主要産業部門について各企業別に見たところでは、経済力集中排除法等の影響で、戦前時(一九三七年)の状態に比べて遙かに進んでいるとはいえないが(公正取引委員会調査部資料—主要産業における上位企業の累積集中度)、これを財閥資本系統別に見れば、各系統企業群全体(企業数からいえば戦前より増加していると思われる)への生産集中は、主要産業の各分野において戦前より遙かに進み、五二年

産業再編成の最近の特徴と問題点

において既に戦前を凌駕する観がある(次頁第1表参照)。

そして、このような生産の集積・集中が、戦後の各段階を通じて、復興初期の復金融資・価格差補給金、あるいはドッジ・ライン以後の見返資金——開発銀行融資等をはじめとする財政資金、また不況・恐慌時における滞貨融資等の巨大銀行の貸出資金等を主たる積杆として、独占資本を中心に推し進められて来た戦後の資本蓄積の結果であることは周知の事実である(しかし、五三年一〇月にはじまったデフレ政策以降、独占巨大企業を中心に企業経営が次第に充実し、資本蓄積における企業の内部資金の比重が高まるに至った)。そして、この戦後一〇年間の資本蓄積の累計(政府・民間各企業の内部資金及び外部資金の合計)は、大蔵省の調査によれば、五四年現在の価格に換算して約一二兆円(戦前の一〇年間の推定蓄積額五兆円の約二・四倍)に達するといわれている。

ところで産業再編成にとってとくに重要な意味をもつものは、このような資本蓄積の基幹部分ともいえるべき設備投資である。然らば戦後の日本の設備投資はいかなる動向を示したか。同白書によれば、日本の生産設備は、一九三五年(昭和一〇年)の現在高を一〇〇として、敗戦直後には戦時の膨張した規模(一九〇)が一四〇と縮小したが、五一年以後の設備投資を経て五五年末の現在高は二〇〇になると推定され、この設備の現在高が戦前に対して約二倍の工業生産に見合っているといわれる。しかし、問題はこのように拡大した戦後の設備投資の内容にある。

設備投資には、いうまでもなく生産設備の量的拡大に向けられるものと質的改善に向けられるものがある。この両者は現実の蓄積過程のなかでは相互に結びついていて一概に区別し得ないが、戦後

【第1表】 財閥系企業への生産集中 (1952年度) (%)

財閥系 部門	三井系	三菱系	住友系	安田系	第一系	計	その他
石炭	(27.3)	(12.1)	(6.4)	(—)	(—)	(45.8)	(54.2)
普通鋼材	24.1	12.8	4.2	2.4	2.9	46.4	53.6
電気鋼	(—)	(—)	(—)	(—)	(7.2)	(7.2)	(92.8)
造船	(—)	(—)	5.4	11.7	8.3	25.4	74.6
苛性ソーダ	(—)	(11.9)	(16.0)	(37.4)	(21.5)	(86.8)	(13.2)
硫酸	0.8	20.0	16.7	30.0	1.3	68.8	31.2
板ガラス	(15.3)	(35.4)	(—)	(1.2)	(13.7)	(65.6)	(34.4)
セメント	7.6	36.5	(—)	6.7	30.4	81.2	18.8
綿紡	(1.9)	(13.7)	(2.6)	(—)	(—)	(18.2)	(81.8)
人絹	10.0	13.3	4.0	6.1	(—)	33.4	66.6
	(33.1)	(—)	(16.8)	(—)	(—)	(49.9)	(50.1)
	21.7	5.1	12.3	16.2	10.5	65.8	34.2
	(—)	(73.5)	(21.6)	(—)	(—)	(95.1)	(4.9)
	(15.0)	(—)	(—)	(—)	(—)	(15.0)	(85.0)
	35.5	(—)	(—)	24.5	(—)	60.0	40.0
	(23.9)	(3.9)	(—)	(3.5)	(—)	(31.3)	(68.7)
	15.3	4.5	(—)	6.0	(—)	25.8	74.2
	(19.3)	(13.9)	(8.0)	(—)	(—)	(41.2)	(58.8)
	31.5	27.2	18.2	(—)	(—)	76.9	23.1

【注】 () 内は1937年度 (エコノミスト1954年4月10日号50ページ)

日本の設備投資の動向を通過すれば両者が一応段階的に区別し得る形であらわれている。すなわち、ほぼ朝鮮戦争の時期を境として、それ以前の設備投資は、主として戦災による破損施設の復旧、若しくは戦時中の酷使によって荒廃した機械設備の応急的補修等生産設備の戦前状態への復元を目的として行われたのに対し、それ以後とくに五六年より財政資金(開銀等)を主要な源泉として開始された設備投資は、いわゆる「平和不況」のもとで激化しつつある輸出競争に耐え得るための経営合理化・産業再編成(コスト引下げによる国際競争力の強化)を目的として行われた新技術の導入による生産設備の合理化・近代化(したがって設備の単なる補修でなく更新)等を内容としていた。

このいわゆる「合理化投資」は、第2表(次頁)に見られるごとく、資金総額において、五一年から急激に増大し、五三年に至って最高峰に達し(五三年の実績は五〇年度の三倍近くに及んだ)、五五年以降デフレからの回復にもなって再び上昇傾向を示しており(五六年の実績はピーク時の五三年度を遙かに上廻ると推定されている)、その投資対象は、動力部門、原材料・基礎資材部門からその加工部門等生産財部門を中心に(四大基礎産業の比重は五一年―五五年を通じて全産業の四割前後に及んだ)主要産業のほとんどあらゆる部門(消費財部門を含む)にわたっている。

このような設備合理化における新技術の採用は具体的にはいかなるものであったか。これを主要産業の典型的事例で示せば次のこと

ける電気溶接法・ブロック生産方式の採用、機械工業(とくに自動車・電機等)における一貫生産・組立工程の組織化(トランスファ・マシンの導入によるコンベヤー化・オートメーション化)、綿紡におけるスーパー・ハイドラフトの採用等混綿・粗紡・精紡諸工程の自動化・短縮化、化学工業における製法技術の改良に基づく装置機構の合理化等々。

これら設備合理化の特徴たる生産工程の自動化・連続化、一貫作業体系の合理化によって、作業工程(又は工期)の短縮、工数の引下げ、合理化にともなう工程管理の改善による原単位引下げ、歩留り率の向上等をもたらした。その結果、旧設備に比べて新設備による労働生産性は著しく高まり、各産業部門毎の平均によって見ても、労働生産性は、次頁の第3表に明らかごとく、五二―三年以降戦前水準を上廻るに至り(もちろんこの場合労働密度の増大―労働強化の面を考慮しなければならぬが)、製品コストの低下と同時に品質の向上も著しく、これらは独占を中心とする最近の企業資本の蓄積の増大の物質的基礎となっている。

しかし、このいわば合理化効果が、単に一企業・一工場内にとどまらず産業部門全体さらに産業構造にまで波及して行く必然性をもっていったところに、産業再編成の基礎条件としての設備合理化の意義があった。

すなわち、既に掲げた設備合理化の多くが、原料から製品に至る

【第2表】 産業部門別資金供給状況 (単位億円)

年次	1950	51	52	53	54	55
業	185	335	379	379	258	290
(石炭)	(123)	(207)	(196)	(206)	(139)	(143)
金属	182	438	534	500	367	383
(鉄鋼)	(166)	(368)	(437)	(396)	(264)	(269)
機械業	97	226	375	425	310	297
化学	70	86	62	116	166	172
繊維	339	422	351	417	430	468
水産	432	574	230	411	401	409
農林	22	424	543	668	664	803
電気・ガス・水道	224	619	1,209	1,531	1,550	1,562
(電力)	(196)	(542)	(1,122)	(1,461)	(1,433)	(1,483)
交通・通信	421	872	870	914	655	677
(海運)	(275)	(635)	(576)	(465)	(317)	(402)
その他	372	589	742	809	635	926
(四大産業計) A	(760)	(1,752)	(2,331)	(2,528)	(2,153)	(2,297)
合計 B	2,344	4,585	5,295	6,170	5,435	5,989
A/B (%)	32.4	38.2	44.0	41.0	39.6	38.4

(経済企画庁資料)

きものがあげられるであろう。すなわち、石炭部門におけるカッベ探炭法の採用、切羽運搬系統の機械化、斜坑方式から堅坑方式への移行、鉄鋼の圧延部門へのストリップ・ミルの導入、造船部門にお

産業再編成の最近の特徴と問題点

生産系列のうちで比較的最終製品の生産に近い段階（二次製品部門）において行われ、合理化による生産方式が旧生産諸工程を結合・短縮・再編成するに至ったことは、この技術変革を包含する産業部門について見れば、旧生産方式を前提としていた社会的分業の

〔第3表〕 主要産業における労働生産性指数の推移 (%)

年次	電力	石炭	鋼材	セメント	硫安	スフ	綿糸	皮革
1934	100							
36	117	100	100	100			100	100
37					100			
48						100		
50	97	60	77	79	103	267	87	57
51	100	69	98	121	118	222	85	92
52	108	70	102	119	149	281	92	103
53	119	81	111	150	159	290	109	110
54	122	81	116	175	178	353	124	96
55	122		137	152	206	432	137	124
	(8月)		(9月)	(6月)	(4-6月)	(7月)	(9月)	(9月)

(経団連資料、「日本経済四季報」13集より)

この変革過程において、新生産方式による二次製品の市場における独占的地位が形成され（原料、一次製品部門の独占を前提として）、生産及び資本の集中がこの

内容をもつことによつて、産業再編成による独占支配の基礎条件が生み出されたことを意味した。
この過程を若干の産業部門の事例によつて具体的に示して見よう。

例えば、鉄鋼における生産能力（新設による能力増加分）の集中状況を主要圧延設備について見ると第4表（次頁）の示すとおりであるが、新設による六大メーカーへの集中が、分塊・中厚板等の一次製品部門ばかりでなく、線材・帯鋼・冷間ストリップ・鍛接管等の二次製品部門においてとくに著しいこと（ブル・オーバー）による薄板、電線管部門等旧式設備では集中はかえって少ない）、また薄板生産における最近の動向では、新設備（ストリップ・ミル）の生産能力が漸次發揮されて来るにつれて（稼働率の引上げ）、その製品が旧設備（ブル・オーバー）による製品を圧倒しつつある傾向を示しているが（第5表参照）、これらは産業再編成の基礎条件としての設備合理化の意義を端的にあらわしている。

また、機械工業においても、完成品の一貫生産体制の合理化（トランスファー・マシン等の導入によつて）、旧来の部品生産とその組立との両工程がそれぞれ独立・併存するという社会的分業体系は根底から変革を余儀なくされ、繊維工業においても、設備合理化が紡績・織布等既存の生産工程内の変化にとどまらず、連続漂白・染色等の加工仕上工程の短縮・集中をおこなうことによつて同様な影響を加工部門の上に与えたことも、その典型的事例に属す

〔第4表〕 鉄鋼生産能力（主要圧延設備）における集中 (1951~55年)

部門別	新設による能力増加分 (千トン)	内、6大メーカーの設備能力増加分 (千トン)	同比率 (%)
分塊	2,920	鋼管 660 八幡 500 川鉄 1,200 神戸 360	2,720 93.2
線材	440	八幡 200 神戸 90	290 66.0
帯鋼	82.8	川鉄 78 住友 150 神戸 300	528 63.9
中厚板	500	鋼管 500	100.0
薄板 (ブル・オーバー)	306	川鉄 36	11.8
冷間ストリップ	910	富八 480 士幡 240	720 79.8
鍛接管	120	鋼管 120	100.0
電線管	111	住友 24 川鉄 24	48 43.2

(経済企画庁資料より)

〔第5表〕 薄板生産における新旧両設備の生産比率

年次	新設備		旧設備		合計	
	千トン	%	千トン	%	千トン	%
1954年3月	9	(11.0)	72	(89.0)	81	(100.0)
55 "	36	(32.0)	75	(68.0)	111	(")

(「日本経済四季報」第10集76ページ本文より)

二次製品（より加工度の高い）の原材料としての薄板市場を独占するばかりでなく、新設備がさらに亜鉛鉄板・ブリキ板・線材等の加工品をも生産して、中小加工業者の多いこれら加工部門をも支配し、新製品市場の開拓（例えば、ボンデ鋼板―塗装用鋼板、シートパイル―港湾ダム建設用鋼材、建築用足場パイプ等々）によつて投資財市場における独占的地位をますます強めており、繊維の場合でも、綿糸の生産集中度は、特定品種、高番手系のもの程高く（十大紡への累積集中度―五五年の実績によれば、四〇番手以上では七

る。

なお、新設備による二次製品は、品質の高級化、品種の多様性・総合性という面からも、旧生産方式に依存する需要・市場構成を革新し、産業の独占的支配の条件をつくり出すこととなる。

例えば、さきの鉄鋼において、新鋭のストリップ・ミル製品は、

産業再編成の最近の特徴と問題点

八割、六〇・八〇番手になると六・七社の完全独占となる）、しかも既に述べた加工工程の吸収等によつて、例えば防縮加工（サンフオライズ）・樹脂加工（エバークレール）等による新製品を生産し、いわゆるチョップ品として後述する独占支配の足場をつくり出している。

新技術の導入、設備合理化による生産方式の変化は、かくして、産業再編成の基礎条件を築き上げることとなったのであるが、この再編成を通じて独占支配が新たな方式をもって展開されるのは、合理化投資の効果があらわれて来る五八―九九年(デフレ期)以降であった。

(三) 再編成による独占支配の形態

既に述べた産業再編成の基礎条件としての設備合理化を積杆として、生産・市場構造の変革をとまないつつ生産及び資本の集中が進められる過程は、同時にまた、独占体自身の再編成、非独占とくに中小企業層の分解・再編が行われる過程でもあった。独占によるこのような支配集中は、とくに最近の現象ではなく、既にドッジ・ライナー「集中生産」(II 合理化)の過程で経験済みのことであった。しかし、設備合理化によって、独占体の生産基盤が強化され資本力が充実して来た結果、産業再編成による独占支配の方法は、例えば、一方で独占価格をはじめカルテル等独占組織を利用すると同時に、他方で強靱な競争力を発揮して弱小企業を圧倒し、あるいは企業系列化等の手段を用いる等、きわめて組織的・総合的なものとなり、独占資本本来の利益が以前に比べて遙かに明確な形で貰かれるようになったことが最近(とくに五三―四年のデフレ期を中心に)の特徴である。

以下、これら独占支配の諸手段について、それらが、産業再編成

の過程で、いかなるメカニズムのもとにその機能を発揮するか、若干の具体的事例に基づいて検討して見よう。

(1) 支配手段としての独占と競争

i 独占価格の機構

独占資本の最大限利潤の確実な源泉として、また非独占・中小企業等に対する市場支配の武器として最も基本的なものはいわゆる独占価格である。これは、各産業部門の設備合理化による労働生産性の向上によって(既出第3表参照)独占体の経営の製品コストが著しく低下したにもかかわらず、原料・基礎資材(一次製品)の販売価格が二次製品のそれに較べて割高であるという形であらわれている(第6表参照)。しかし、独占価格のシステムは、この本来の独

【第6表】 最近における価格シエールの傾向 (%)

品目	55年3月	56年3月
合炭	100	100.5
炭糸	"	104.5
糸物	"	97.1
素材	"	100.1
材品	"	98.9
品類	"	117.6
鋼	"	113.4
鉄	"	106.3
同	"	103.2
同	"	
機	"	

(日銀資料、総評調査部編「日本」の政治経済労働分析) 56年版

占価格とならんで、他方で独占の強大な資本力を背景として行われる市場の価格操作、二重価格制、新鋭設備の生産力を基礎にして行われる安値競争等の諸

手段を併せて、はじめて総合的な支配機構としての独占の威力を發揮し得るのである。

例えば、二重価格制については繊維製品の輸出ダンピングがその好例をなす。輸出ダンピングは、同一製品(綿糸・人絹糸等)について国内価格と輸出価格との二重価格を設定し、国内価格の吊り上げ(本来の独占価格)によって輸出面のダンピング価格による利益減少(多くの場合出血にまで至らない)をカバーすると同時に、ダンピング価格での輸出货量を増加させることによって(国内市場への供給量を調節して)国内の独占価格を維持しようとするもので、独占の不況・恐慌対策として盛んに採用される方法であるが、このダンピング制によって、独占の利潤が常に中小企業(機屋)の犠牲において(国内における原糸高・製品安)保証されて来たことは周知の事実である。

また品種による差別価格の設定等の価格操作は、合理化によって各部門の独占経営の生産品種が多角化・総合化したため、きわめて容易に行い得ることとなった。鉄鋼・繊維・石炭等の諸部門ではそれが大規模に行われる。とくに鉄鋼では、鉄鉄・半成品・形鋼・厚板等の独占品種では「権力相場」とさえいわれる建値(独占価格)を維持するとともに(これが好況・不況時を通じて中小企業の材料高の原因となる)、他方で、薄板・小型棒鋼・亜鉛鉄板等の競争品種では、新設備の威力を發揮させて逆に建値の引下げを行い、競争によって中小企業(単庄メーカー)を圧倒し去るという方法が、不況

産業再編成の最近の特徴と問題点

時にはしばしば用いられた(中小単庄メーカーは、この場合、原料面では独占価格、製品面では競争価格という二重の収奪を受けていることになる)。

以上のごとき柔軟な独占価格機構によって独占資本の市場支配体制は一応確保されることになるが、これだけで市場の不安定を克服することは無理である。個々の独占資本の価格操作の手に及ばぬ程度市場競争(独占相互間及び独占と非独占・中小企業との)が激しく、過剰生産の圧力が大きいときには、独占資本はカルテル等の組織を要求するに至る。

ii カルテルの結成とその利用

戦後独禁法によって禁止されていたカルテルの結成(したがって独禁法の改正問題)が現実の問題として登場するのは、平和不況の襲来、すなわち朝鮮休戦、朝鮮プームの崩壊とともに国際競争の激化、輸出不振、過剰生産傾向が著しくなり、恐慌が流通面より生産面へ、消費財部門から生産財部門へと波及して来るという内外の市場条件のなかにおいてであった。

かかる条件のもとで、独占のカルテル結成と利用は、恐慌の深まりに応じて、貿易・流通面より漸次生産面へと進んだ。

(注) この場合のカルテルには、独禁法及び輸出入取引法の改正規定に基づくもの、例えば共同販売機関・輸出組合(綿糸布・鉄鋼等)と通産省の行政指導に基づくもの、例えば原料輸入のための外貨割当(綿紡)とがあったが、これらの統制手段は独

占支配を強化する有力な横杆となった。とくに後者は「輸出リ
ンク制」(五二年四月実施)として広く知られている。

生産面での公然のカルテルは、独禁法の適用を排除する通産省の
行政指導(勸告)に基づく不況カルテル(操短)、企業合理化・業界
再編成を目的とする合理化カルテル等の形であられたが、これら
のカルテルは、産業再編成において独占支配のための新しい有効な
手段として組織的に利用された。

まず不況カルテル(操短)から見て行こう。もともとこの種のカ
ルテル(業界一律の生産制限)は、それを実施する業種に利害の相
反する中小企業が多くある場合には、その実施に困難をとまらな
すなわち、操短の効果をおげるためにはこれら中小企業(その業種
の生産に占める比率の比較的大きい)を強制加入せしめて協定を実
行させなければならぬが、そのことは同時に淘汰さるべき弱小企
業の維持温存をはかる結果になるという矛盾が存在する。しかも、
独占は、既に述べたように、強大な資本力と新鋭設備とをもって「独
占」と「競争」による柔軟な産業支配を行おうとするのであるか
ら、市況回復・恐慌脱出というカルテルの目的と独占本来の利益(最
大限利潤の追求)とは一致しない。そこでこの種のカルテルの利用
にあたっては、かかる矛盾の調整が独占の政策の基本点となるので
あるが、その間の事情は、操短をめぐる独占と非独占・中小企業と
の対立のうちに示された。

例えば、綿紡では、五二年三月以降前後二回にわたって勸告操短

が実施されたが、第二回の操短の際には、新紡・新々紡等の中小企
業が操短の早期実施を要望していたのに対して、十大紡^{II}綿紡独占
は時期尚早として終始これに反対態度をとり(五三年十月から開始
されたデフレ政策は、金融引締めによって綿紡業界に甚大な影響を
与え、恐慌の進行は激しかったのにかかわらず、第二回の勸告操短
は五五年五月に入って漸くその実施を見た)、操短が一たび開始され
てからは、通産行政に訴えてとくに中小紡の操短実施を強化せしめ
るという方針をとった。

また鉄鋼でも、圧延部門の薄板についてはしばしば過剰生産^I操短
が問題となって来たが、とくに五五年上半期に行われた操短(通産
省の行政指導に基づく自主操短——実質的にはカルテル)では、薄
板の一律操短をめぐって、ストリップ・ミルをもつ八幡・富士とプ
ル・オーバー^{II}メーカーとが対立し(対立は中小メーカーとの間ば
かりでなく、ストリップをもたない川鉄との間にも見られた)、八幡・
富士は操短をめぐらばプル・オーバー^{II}メーカーに実施せしめ、み
ずからは操短せず逆に新設備の稼働率を引上げて外販半成品の供給
を調節するという徹底した方針をとり、しかもそれはプル・オーバ
ーの操短を厳格に実施せしめるという通産行政に支えられていた。

これらの事実は、独占が、市場条件の悪化にもかかわらずある段
階まではカルテルを用いず、むしろ自己の強大な資本力による内外
の市場競争をもって弱小企業を圧倒・駆逐し、危機が深まって独占
自身の被害が大きくなるに至ってはじめてカルテルを利用するが、

今度はそれによって過剰生産^I恐慌^I操短のしわ寄せを中小企業の
上に行い、操短のなかで生産の集中を進めようとする、カルテル運
用の政策方針を如実に示したものである。

この独占支配の形態は合理化カルテルに至ってさらに徹底した形
をとる。次にこの合理化カルテルについて見よう。

合理化カルテルには、企業合理化乃至生産の特定分野の合理化に
関するものからそれらを包含する産業部門全体の合理化^{II}業界再編
成を目的とするものまで種々の段階があった(これらは不況カルテ
ルと密接に関係している)。前者に属するものには繊維部門等が実
施された綿紡合理化カルテル・品質表示カルテル等があり
(これらは十大紡により中小紡抑圧のために利用された)、後者に属
するものとしては、石炭・鉄鋼・繊維その他新産業をも含めた特定
重要産業において実施されつつある合理化法(又は法案)がある
が、重要なものはもちろんこの合理化法である。

合理化法は過剰生産と競争の激しい石炭・繊維等の部門でまず実
施された。とくに石炭では、大手独占炭礦と非独占・中小炭礦との
競争が激しく不況カルテルの利用等による独占支配が困難であった
ため、カルテル結成に対する独占の要求は強く、それは合理化法
〔石炭産業合理化臨時措置法〕五五年七月成立)の念入りな規定に
よって満されることとなった。すなわち、その規定は、一方で大手
独占の経営合理化の促進(堅坑開発等による)と標準炭価の設定に
よる独占価格の実質的保障を明らかにし、他方で鉱業権の整理すな

産業再編成の最近の特徴と問題点

わち非能率・不採算炭坑の買上げ・スクラップ化と坑口開設の許可
制^{III}すなわち不良炭礦業者(中小炭礦)の事業再開防止をうたい、か
くして高能率・低コストの優良炭坑(大手独占の所有する)を中心
に生産の集中を進めることをその主旨としていた。

(注) 坑口開設の許可制に関する条項は戦前の強制カルテル^{II}
「重要産業統制法」にも見られぬ厳しい規定である。

また繊維においても、紡績・織布・染色加工等の諸部門(綿紡・
化繊)にわたって過剰設備の整理・買上げという形で(繊維工業設
備臨時措置法)五六年五月成立)、鉄鋼においても、圧延部門におけ
る旧式設備の廃棄という形で(合理化法ではなく通産省の行政指導
によって)、それぞれ弱小企業の整理統合・高能率企業への集中生産
を通じて業界の再編成が行われているが、これらの合理化カルテル
は、次第に原料から製品の全段階に及ぶ総合カルテルの方向へ進む
趨勢にある(例えば「繊維産業安定法案」、「鉄鋼需給安定法案」
等)。

以上の事例から明らかなように、合理化カルテルの利用における
独占支配の新しい意味は、不況カルテルの利用方式をさらに発展さ
せたこと、すなわち、中小企業への恐慌のしわ寄せから一歩進んで、
それらの資本の一部切り捨て(非能率施設のスクラップ化)という
非常手段を国家権力の保障のもとに強行し(合理化法の強制規定)、
生産・市場面における独占的地位を強化した上で、競争や過剰生産
の脅威なしに高能率・集中生産を行い得る体制をつくらうとしたこ

とにある。

しかし、競争や過剰生産の脅威は、このようなカルテルのみによって消え去るものではなく、新鋭設備の操業度引上げ、高能率・集中生産のもたらす過剰生産の圧力と残存企業とのより激しい競争とをそなえるため、独占は、他方で次に述べる企業系列化という支配手段を用いなければならない。

(2) 企業系列化による支配方式

企業系列化という形で行われる産業の再編成は、既に述べて来た独占と競争のメカニズムにより、弱小企業を整理・淘汰し切り捨てることよって行われる独占支配ではなく、逆に有力企業群を、原材料生産・下請加工・製品販売等の系列に沿って独占体の経営に結びつけ、これよって独占自身の生産・販売体制を安定化し強化するという形で行われる独占支配である。

このような企業系列化の多くは、独占体から非独占・中小企業等、上から下へ支配従属関係をもって結ばれるものであるが、さらに独占体自身に属する個々の巨大企業を数種の産業部門にわたって横へ結びつけて行く形式のもの（いわゆる「企業集団化」）も最近は顕著になって来た。

この二つの種類の系列化は性格が本質的に異なるので、以下項を別にして検討しよう。

i 企業系列化と中小企業の支配・収奪

必要がとくに大きい場合には、独占は、自工場の高度な生産技術（設備合理化の結果たる）にマッチした優秀な下請工場群を確保するため、有力な中小企業を自己の系列に入れて、これらといわゆる下請関係を結ぶばかりでなく、技術指導等をはじめ生産・経営面の結合を強化し、さらにはこれに資本参加をも行って子会社化し、これらを含めた独占体の経営全体としての合理化・総合化をはかり、これを基礎として独占間の競争に優位をしめるといふゆき方をとる（これをかりに生産系列に重点をおくものとして第二の型と名づける）。この第二の型は第一の型に比べて系列関係はより緊密であり、系列企業の地位も比較的安定しているとはいえ、それは極く一部の上層企業に限られ、中小企業の低賃金利用という点では第一の型と変るところはない。

さらに第三の型として、以上の二つの型を組み合わせたものも存在する（実際の企業系列化は多かれ少なかれこの第三の型に入るものと考えられる）。

そこで、これら三つの型の特徴を若干の産業部門の事例についてやや具体的に検討しようとするのであるが、まず第一の型の代表として繊維における下請系列（賃織等）、機械器具等における零細下請、石炭における系列炭礦の利用、第二の型の代表として機械工業（とくに電機等の特殊な高技術水準を要するもの）における下請系列、第三の型の代表として鉄鋼等をあげておこう。

まず第一の型のうち、繊維における下請系列。

産業再編成の最近の特徴と問題点

独占が非独占とくに中小企業群を競争によつて淘汰・駆逐しないでそれらを残存させ、企業系列化によつてこれらを組織するのは、これら企業群を独占自身の利益のために積極的に利用することが、最大限利潤を追求する独占の要求に合致するという理由に基づいている。しかし、独占の支配する産業種類の相違、独占のおかれる生産・市場条件の相違等によつて最大限利潤の追求の仕方は一様ではない（その柔軟な体制は既に前節に見たとおりである）。したがって、この条件の相違は、当然、中小企業群を独占の企業系列に入れるか否かの区別、系列に入れた場合の中小企業の利用方式の特質、系列化の規模や形態の差別等の根拠となるのである。

例えば、市場条件がとくに不安定な場合、すなわち市場競争が激しく常に価格引下げが要求され、かつ市場の狭隘（過剰生産）の圧力が常に存在し、不況・恐慌等による市況異動の影響が大きいという条件のもとでは、独占は、商社系列の整備等の形で自己の製品の販売体制を強化しつつ（この系列化によつて商社は独占の代理人となり、商社系列はその上層部では独占との結合を緊密化する）、他方で、中小企業の低賃金労働を利用して市場競争における優位をはかり、かつこれら中小企業群を、自己の製品（原材料）の買取り市場として、また市況変動の調節弁として利用することにより、利潤の増大・確保を実現するという方式をとる（これをかりに市場系列に重点をおくものとして、企業系列化の第一の型と名づける）。また、製品の低コストとともに高品質を可能にする経営合理化の

繊維独占の織布その他加工部門における中小企業の支配・利用は、原糸供給の支配に基づく供給量の調節（その結果恒常的な原糸不足が生ずる）と糸価の吊り上げ（独占価格）―原糸高・製品安による機屋の自己生産の採算割れ、独占の織布兼営による中小機屋製品との競合・圧倒という基本関係が前提になっているが、既に述べた独占の設備合理化を契機とする二次製品部門への進出、チョップ品の売り出しによつて、これら二次加工部門の中小企業の分解と再編成、下請系列の拡大と中小企業利用の新しい方式が生み出されて来る。

すなわち、下請系列を綿・スフ・人絹・毛織等の賃織から染色・製縫等の二次加工部門にまで拡大することによつて、これらの部門の有力な中小企業を自己の系列に編入し、その加工技術と低賃金だけでなく、その販売網を支配・利用してチョップ品の市場の増大・確保をはかり、かくして半成品市場から最終製品市場に至るまで独占の製品による支配を貫こうとする傾向が顕著となっている。

また、市況変動の調節弁という形の賃織下請の利用方法の面でも、最近、市況変動による被害が独占自身へ波及するのを防止するため、最終製品の価格決定を下請業者に一任しその買取りを元方が行わない（いわゆる原糸の売放し）という徹底した問屋的取替方式が随所で利用され、系列に入った企業もきわめて不安定な地位につき落されるに至っている（この系列に入れない企業は自滅するか、あるいはさきの合理化法によつてスクラップ化される運命を待つことになる）。

なお、繊維以外の例も下請利用方式は貸織の場合とほとんど同じである。例えば、機械器具のうちでも比較的生産技術が簡単で高品質よりも低価格が要求される競争品種(簡単な電気器具等)の下請加工の場合には、さきの原糸の売却と同様な方法によって親企業の製品市場の拡大が行われ、石炭においては、大手独占の所有する不採算・非能率炭坑の経営を子会社に一任し(粗鉱権炭礦)、これを景気変動の調節弁に使うという形で、中小炭礦の系列支配・利用が行われている。

次に第二の型として機械工業(とくに専門的な高技術水準を必要とするもの——電気機器等)。

独占の経営における設備合理化、生産体制の一貫化・総合化が、部品生産及び組立両部門の併存という従来の社会的分業の体系を改革することについては既に述べた。もちろんこの変革によって下請工場が不必要になるわけではないが、親工場の生産技術が高度化するにしたがって、下請企業(中小部品メーカー)のなかでは、その生産システムに結びつき得るものと然らざるものとの較差が拡大し、前者は親工場との下請系列をますます強化し、後者は下請系列から整理されるという過程を経て、部品生産部門(中小企業の多い)が分解・再編成されることになる。

そして、独占(親工場)は、価格競争とともに品質競争において他の独占に対抗する手段として、自己の生産系列の合理化を行う必要から、優秀な下請工場に対しては生産・経営面にわたる積極的な

援助を行って生産品種の専門化等経営合理化を実施せしめ、資本・人事系列を通じて自己の子会社乃至分工場化するという政策をとる。このようにして系列化された中小企業は、もはや経営の自主性・資本の独立性を喪失し、親企業より遙かに安い労働をもって優秀な技術を独占に提供することになるのである。

なお、同じ電気機器でも、独占品種から競争品種(例えば、家庭用電気機器等)になるにしたがって市場競争が激烈となるため、以上の生産系列とともに製品の販売網の確立・市場系列の強化が独占支配の重要な手段となる。

最後に第三の型として鉄鋼における企業系列。

鉄鋼業では、周知のように、戦後、一貫メーカー(独占三社)による原料(銑鉄、半成品等)支配、圧延部門の設備合理化による二次製品部門の変革等を基礎として、平炉・単庄メーカーの分解が進み、平炉メーカーの一部上層が一貫メーカーに上昇すると同時に、残りの平炉・単庄メーカーの有力企業の殆どすべてが一貫三社の企業系列に組織されるという、生産構造の大規模な再編成が行われ(市川弘勝氏のいわゆる「平炉メーカーの分解と単庄メーカーの変貌」、鉄鋼独占の政策はこれら三大系列を中心として動きつつある。ところで、この企業系列が、まず銑鉄・半成品等の圧延・加工という生産系列を中心とするものであることはいうまでもない。とくに独占の生産体制が設備合理化によって多角化・総合化して来るにつれて、系列関係も親工場を中心とする有機的な結合関係へと進み、

第二の型と同じく、全体としての生産体系の合理化が鉄鋼業の独占支配の基礎となって来る(北九州の戸畑地区に鉄鋼センターの建設計画を予定していると伝えられる八幡製鉄の合理化計画はかかる系列化の典型である)。

しかし、かかる系列化によって、同時に、独占が自己の製品(銑鉄・半成品等)の市場増大・確保・安定をはかり、新鋭設備の操業度引上げ、利潤の増大を可能にする条件をつくらうとしている点では、市場系列に重点をおく第一の型における利用方式がそこに貫かれて見ることが出来る。

例えば、独占が中小単庄メーカーを自己の系列に組織する際、自己の製品の買手となり得るもののみを系列内に残すという厳選主義をとったこと、また系列内に残ったメーカーに対しても、生産品種の転換(独占の品種と競合するものからしないものへ)、独占のための下請的な設備合理化(例えば、薄板生産において、旧式設備を廃棄し独占のストリップ・ミル製品を加工処理するためのレバインング・ミルを導入する)等の形で系列企業に対する支配統制が行われていることはそれを証明している。

したがってこの鉄鋼業の場合は、第一及び第二の型の企業系列化方式を巧みに結合した事例といえる。しかしこの場合でも、独占間の市場競争が激しくなれば、系列化は加工度の高い二次製品部門へ拡大され、第一の型の利用方式の比重が増大することになる。

企業系列化による中小企業の支配・利用という面にあらわれる独

産業再編成の最近の特徴と問題点

占の最大限利潤追求の方法は、現実的にはほぼ以上の形態をとるのである。

ii 企業系列化と独占体の再編成

これまで述べて来た企業系列化が、独占と非独占・中小企業等を結ぶ「縦の系列化」であるとすれば、これから述べる新しい形の企業系列化(「企業集団化」)は、いわば「横の系列化」すなわち独占が新しい産業分野に進出してこれを支配し、自己のコンツェルン体制を拡大・強化するものであるといえよう。

したがって、この企業系列化が独占体内部の再編成である限り、これによる個々の企業間の資本的支配従属関係(「縦の系列化」に見られた)は元来あり得ず、ただ独占体の構成分子である個々の企業間の結合関係の再編成があるのみであって、この再編成の形態がいわゆる新コンツェルンの特徴とされているのである。

例えば石油化学工業は新産業の代表といわれ、現在財閥系独占(三井・三菱・住友・古河等)の進出計画が着々進められているが、その計画によって出現する新コンツェルンは、持株会社をピラミッドの頂点とする戦前の旧財閥型コンツェルンとは違って、典型的なコンビナート、すなわち、化学生産における原料加工の連続諸工程の結合、さらに相互に補完的役割を果す生産諸部門の結合等、原料から製品に至る複雑な全生産体系を、すべての関連産業における巨大企業をもって結んだ総合経営体であり、かつ、多くが同一資本系統に属する企業群の対等な条件での参加によって構成されている。

ところが、このような新産業への進出にともなう従来生産体系が変化する場合(例えば原料源の転換等)、個々の独占のすべてが、石油化学において財閥系独占が行ったように、自己の資本系列内でこの新しい生産体系を直ちにつくり得るとは限らない。

例えば、斜陽産業といわれる綿紡に代って新しく登場した化学繊維・合成繊維(ナイロン・ビニロン・アセテート等)の場合には(既に綿紡・化繊独占が大規模に進出し増産計画を立てている)、その原料繊維が高度な化学工業を基礎としているため、化繊部門だけでなく化学部門をも自己の系列内に擁する財閥系独占乃至総合化繊独占にとっては、合成繊維への進出——「横の系列化」——新コンツェルンの形成がきわめて容易であるのに対して、資本力も資本系列も相対的に弱い単業の綿紡独占は不利な立場におかれ、合成繊維への進出に際して、その大部分(例えば十大紡のうち八社)は原料繊維の入手関係を通じて化学独占の従属下に入るか、あるいは総合化繊独占より原料繊維の供給をうけて下請紡績を行うという新しい事態を生じている(だからといって、単業の綿紡独占は、この新産業に進出しなければ、独占間の激しい競争戦から完全に敗退することになる)。しかも、この合成繊維がやがてその原料源を石油化学部門に求めるようになれば、総合資本したがって財閥系独占と単業独占との較差はますます拡大することになるであろう。

独占体の産業の新たな支配——コンツェルン体制の拡大・強化は、ここにおいて独占体自身の階層分化(したがって資本的支配従属関

あること(戦前の財閥による独占支配は、その産業基盤の面ではきわめて脆弱な性格を包蔵していた)の新しい意義を評価したいのである。

(四) 再編成をめぐる矛盾の現段階

産業の再編成を基礎とする以上のごときカルテル・トラスト・コンツェルン化の傾向が日本の独占支配体制の戦後における強大化を意味することはいうまでもない。しかしそれはまた独占資本主義の矛盾の発展をも反映している。この点から観れば、いままですべて来たさまざまな独占支配の手段も、要するに矛盾の独占資本的解決策・克服策の体系であるといえよう。独占は、常に矛盾克服のための政策を打ち出しながら、矛盾の連鎖反应的発展に対して次々と新しい政策を用意しなければならないのであった。

すなわち、資本主義の基本矛盾である「生産の社会的性質」と「所有の私的・資本家的形態」との矛盾は、再編成の過程を経て、生産方式の高度化・社会的分業体系の再編等による生産の社会的関連性の複雑化・密接化にもかかわらず、資本の集積・集中の著しい進行(系列化等による集中をも含めて)・少数の大独占体による社会的富の独占的所有として、また独占体自身及びその系列組織内部の経営の合理性・計画性にもかかわらず、独占体相互間のしのぎを削る激しい無政府競争の存在となつてあらわれ、これらは産業部門間の不均等な発展を促進しつつ絶えず過剰生産——恐慌の要因を蓄積す

産業再編成の最近の特徴と問題点

係の発生)・再編成を生み出すに至つたのである。

かくして、朝鮮プームの崩壊、平和不況の過程以降、国際競争力の強化という課題になつて推進されて来た産業の再編成は、設備合理化・生産方式の高度化という武器を槓桿として、産業各部門及び産業構造の改編、生産・市場構造の改革をもたらしつつ、独占・非独占・中小企業等の各層にわたる分解・再編成を生み出し、かかる再編成において、独占は、カルテル・トラスト・コンツェルン化(注二)の方向を明確に打出すに至つたのであるが、産業の再編成と結びつきたかかる独占支配は、戦後の最初の数年間に比べて、また戦前の時期に較べても著しい形態変化(注三)を示すものといえよう。

(注一) トラスト化、いわゆる企業合同についてはとくに触れなかつたが、その大規模なものは産業部門で見られなかつたのに対し、流通・貿易部面では財閥系商社(三菱商事・三井物産等)の大合同となつてあらわれた。

(注二) もちろん、カルテル・トラスト・コンツェルンの結成と利用が自由自在に行われた戦前時に比べれば、独占支配力の絶対水準はいまだ低いといわなければなるまい。しかし、戦後の日本の独占が、戦前より遙かに困難化した内外の諸条件のなかで、著しく弱体化せしめられたその支配力をとり戻すべく産業の大規模な再編成を行いつつあること、そして強化された産業基盤に合理的に結びつく強力な独占支配体制の確立を目指しつつ

る。そして、独占体の経営の多角化・総合化やカルテル等の独占組織は、激甚な競争や恐慌の危険そのものを除去しないで却つてその作用範囲を広め、影響を深刻なものとし、独占による最大限利潤追求の条件を不安定にする要素をもっている。

例えば、独占の経営多角化・総合化の結果である二次製品市場への進出は、独占みずからが市況変動・恐慌の直接的影響にさらされる可能性を意味し、流通面でのカルテル化(及びトラスト化)は過剰生産を隠蔽し、恐慌要因の蓄積を潜在化せしめることによつて、恐慌爆発の影響範囲を拡大し、生産面でのカルテル化(たとえば操短)は設備合理化の効果を著しく阻害することによつて、独占の利潤増大の要求と矛盾し、合理化法による中小企業のスクラップ化は市況変動に利用するいわばクッションを弱体化せしめ、また生産・市場面にわたる広汎な企業系列化は、市況変動への適応性を制約することによつて、何れも恐慌の独占自身への波及の危険性を増大することとなる。しかし、独占は常にかかる危険を防止しつつカルテルや企業系列組織の利用をはかつたのであり、その過程で、ついに国家権力に保障された強制規定に訴えてまで自己の利益をまもらなければならなくなつたのであった(合理化法あるいは産業組織化法案のごとく)。

したがって矛盾のしわよせは、すべて独占以外の国民のあらゆる階層に対して行われ、中小企業・労働者等がその当面の対象となることは当然の理である。

中小企業は、既に述べて来たところからも明らかなように、独占と競争を通じての二重の収奪のもとで、市場を奪われ、材料高・製品安の死活競争に追いやられ、合理化法等によって破滅の危機に直面するとともに、企業系列化によって経営の自主性の喪失、独占への身売りを余儀なくされ、あるいはその多くがきわめて不安定な立場におかれるに至る。

また矛盾のしわよせの最も激しいのは労働者である。設備合理化に基づく直接の人員整理は独占から中小企業（もちろんその上層）に及び（下層は合理化等によって企業もろとも整理される）、整理を免れたものも職場の配置転換や欠員補充・新規採用の見合せ、労務管理の強化、生産性向上運動の促進による経営合理化等々の結果、労働密度の増大（とくに独占・大企業）と長労働時間（とくに中小企業）とによる労働強化・低賃金を強いられ（中小企業・家内労働者・臨時労働者等広汎な低賃金利用に基づく賃金の階層別・企業別較差の増大）、全体として雇用水準の停滞乃至上昇の遅れ、雇傭形態の不健全化、失業・半失業問題の深刻化等をもたらす（最近の景気上昇ブームによる雇傭状態の好転は、矛盾のしわよせの形態を一時緩和するものではあってもしわよせそのものを解消するものではない）。しかし、独占にとってかかるしわよせを困難にする条件もまた生み出されて来る。すなわち、独占を中心とする設備合理化—経営合理化、カルテル化、企業系列化等独占支配が強化されるにつれて、中小企業・労働者等の組織化・統一化はさまざまな障壁に直面する反

面、かれらの目標（しわよせの窮極の原因）の全貌がますます明確となり、その運動の基盤もまた合理化されることによって（例えば中小企業における労資関係の近代化等）、組織化・統一化をより容易にする一面が出て来ること、これである（再編成によって、労働者の整理・中小企業の破滅が必至となる場合にはいまでもない）。最近の二、三年、中小企業層の「下からの」組織化が従来の協同組合組織とは別個に政治的な要求をかかえて抬頭し始め、同時に中小企業・家内労働者等未組織労働者の組織化が顕著に進み、既存の組織労働者との結合による広汎な統一の基礎が次第に形成され、とくに総評等を中心として「最低賃金制」確立への動きが見られるに至ったことは、矛盾の発展が新しい局面に來ていることを示している。

それ故、最近通産省を中心に立法化への動きを見せている「産業組織化」の方針（重要産業の全部門にわたる包括的な組織化又は産業部門別の組織化—「振興法案」「需給安定法案」等及び中小企業組織化—「中小企業等組織化法案」等）も、もちろんカルテル・トラスト・コンツェルン化の傾向を国家権力の保障のもとにより一層促進助長せしめるという意味をもっていると同時に、中小企業・労働者等の「下からの」組織化を「上からの」組織化に解消することによって、その過度の発展を調整し、労働者の分散支配体制の維持・安定化をはかることによって、自己の最大限利潤の源泉を確保しようとする独占の政策方針を反映する側面をもっていることを見ることができよう。

再編成による独占支配の強化と矛盾の発展との相互循環は以上のときものである。

〔附記〕 本稿は、日本の産業の最近の支配的動向を念頭に置きつつ、再編成過程をできるだけ生産力・生産関係の観点から整理しようとした一つの試みに過ぎない。考察の対象が、いきおい、産業部門中心になったため、財政・金融等金融資本支配の重要側面は一応前提しつつもこれに直接触れる余裕がなかったのであるが、再編成をとくに産業循環との関係で問題とする場合にこれでは不十分なことというまでもない。また、白書のいわゆる「近代化」（トランスフォーメーション）の面を強調したことによって、独占支配の日本の特質の把握が不明確になったかも知れない。しかしここで引き続き行わるべきことは、日本の特質の究明であるよりもむしろ

る戦前の財閥支配下の独占体制と今日のそれとの詳細な比較研究であろうと思われる。さらに、対米依存乃至従属関係を基調とする戦後の日本資本主義の内外の諸条件に規定されるものとして、この産業再編成のもつ従属的性格という問題があるが、これは事態の固定的・断片的な理解でなく、発展的・総合的な認識によって裏付けられねばならないであろう。

なお、本稿は、日本経済政策学会の昭和三十一年度文部省科学研究費による共同研究「戦後十年の日本経済政策」のうち、関東部会の鉱工業部門研究会の担当部分について、その一部を私が同研究会において発表したもの（日本評論新社刊、伊東信吉編「戦後日本の工業政策」所収拙稿論文「産業の再編成と独占支配の展開」参照）の要約である。